

オンライン資格確認 3月下旬本格始動 顔認証付きカードリーダーの申込は3割にとどまる

厚生労働省は3月4日、第141回社会保障審議会医療保険部会を開催。3月下旬に本格スタートする『オンライン資格確認』の普及状況についても報告があった。今年3月下旬のスタート時点で「医療機関等の6割程度での導入」を目指していたが、その目標には届かず2月21日時点で約3割程度の申込となっている。

オンライン資格確認関連費用補助金 補助率上げるも導入は進まず

オンライン資格確認の導入に必要となる「顔認証付きカードリーダー」の申込数は昨年10月時点で15.3%にとどまっていた。厚生労働省はシステムの導入率促進を図るため導入関連費用の補助率を、3月末までの申込に限り、病院1/2・診療所3/4から実費全額補助に変更した（※補助額は上限あり）。

3月4日開催の社保審医療保険部会ではその進捗状況が報告された。昨年10月からの上積みは17.5%であり、顔認証付きカードリーダーの申込数は全体で32.8%（※2/21現在の状況）にとどまっていることがわかった。内訳をみると、病院は42.6%、医科診療所24.6%、歯科診療所27.0%となっている。申込が一番進んでいるのは薬局であり、50.5%と約5割で顔認証付きカードリーダーの申込が済んでいる。

オンライン資格確認システムの導入にあたって、厚生労働省はマイナンバーカードの利用を前提とした周知をすすめているが、システム導入後の資格確認は健康保険証・マイナンバーカードの両方で可能となっている（※患者が健康保険証の代わりとしてマイナンバーカードの利用を求めた場合、マイナンバーカードによる資格確認を行うことが求められる）。

マイナンバーカードの普及率は総務省発表の資料によると2月1日現在で25.2%となっており、普及率は依然低い状態が続いている。マイナンバーカードには様々な個人情報が含まれ、その取り扱いには慎重を期す必要がある。

当面は既存の保険証を用いることが確実

社保審医療保険部会の中で健康保険組合連合会副会長の佐野氏は、オンライン資格確認システムの導入状況からすればマイナンバーカードを使えない医療機関が相当数あることから、「当面は既存の健康保険証を使うことが最も確実」ということを患者に周知せざるを得ないとし、厚労省に対して、国民に誤解を与えないよう周知を要望している。

導入が進まない要因は“ベンダーの 過大な見積り”が一因と厚労省は分析

顔認証付きカードリーダーの申込が進まない要因の一つとして、厚生労働

現在申請時に選択可能な顔認証付きカードリーダー

メーカー	商品名/製品型番	商品画像	配送予定日
富士通Japan 株式会社 (旧社名: 株式会社 富士通マーケティング)	「Caora」 (PD-CA01)		令和3年3~4月頃配送
パナソニックシステム ソリューションズ ジャパン 株式会社	顔認証付カードリーダー (XC-STFR1J-MN)		令和3年5月頃配送
株式会社 アルメックス	「Sma-paマイナタッチ」 CPS-100W (ホワイト)		令和3年4~5月頃配送
キヤノンマーケティングジャパン 株式会社	「Hi-CARA」 UFT-S190S (NU)		令和3年6月頃配送

省保険局医療介護連携政策課長の山下氏は、システムベンダーの過大な見積りを挙げている。見積りの一例として、「PCやルーターの購入費用に77万9400円。設定費用に20万円。合計97万9400円から37万9400円の値引きがあつて、差し引き60万円」という提案がある診療所に対してあつたことを紹介。設定費用に20万円かかるにもかかわらず、40万円近い値引き額が提示されることが理解できないケースであり、厚労省ではシステムベンダーに対して値下げ要請に留まらず“適切な見積り”を提示するよう依頼をしている。

(注)「マイナンバーカードの保険証利用」については、全国保険医新聞2021年2月25日号で、カードリーダーの設置医療機関と非設置医療機関での取り扱いの違いが示されている。是非ご一読頂きたい。